

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 1 9 号

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和 3 1 年茅ヶ崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 1 4 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 1 8 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 1 7 条に次の 1 項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第 1 4 条の 2 第 2 項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第 2 0 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。